

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：田舎館村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.2 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	77.4 %
全職員	69.7 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	97.1 %
本庁係長相当職	100.5 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	88.4 %
26～30年	88.6 %
21～25年	97.6 %
16～20年	90.2 %
11～15年	91.7 %
6～10年	96.9 %
1～5年	98.2 %

【説明欄】

- ・パートタイムの会計年度任用職員のうち「臨時技能員（除排雪運転技能員）」については、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の算定の対象に含めていない
- ・役職段階別「本庁部局長・次長相当職」区分には該当者が存在しない
- ・役職段階別「本庁課長相当職」区分には女性の職員がいない
- ・「本庁係長相当職」区分については、男性の職員が行政職であるのに対し、女性の職員の一部は医療職であり、相対的に給与水準が高い職員が女性に偏っている
- ・役職段階別の算定にあたり、技能労務職の職員については相当職区分に分類できないため、対象に含めていない
- ・勤続年数別「36年以上」区分には該当者が存在しない

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。